

## 各市町障がい福祉計画の

### 「地域生活支援拠点」に関する記載内容

#### 向日市

##### (3) 地域生活支援拠点等の整備

国の  
基本指針

●地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）の整備

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本として設定。

平成32年度末の目標値

圏域で整備

地域生活支援拠点等は平成28年9月時点において、全国で22の自治体（障害保健福祉圏域含む）で整備されている状況です。

国では、地域生活支援拠点等整備推進モデル事業が実施され、その成果がとりまとめられるとともに、整備手法や必要な機能については、地域の実情に応じて判断していくものとされています。

本市では、國の方針や先進事例、乙訓圏域障がい者自立支援協議会での検討を踏まえ、乙訓圏域での整備に向けて取組を進めています。

#### 長岡京市

##### (3) 地域生活支援拠点等の整備

【第5期計画】

(か所)

項目	数値	備考
地域生活支援拠点の整備	1	乙訓圏域内で1か所を整備します。

※「地域生活支援拠点」とは、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約させたものとして、原則グループホーム又は障害者支援施設に付加するとされています。（拠点施設を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」も示されています。）また、整備にあたっては、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、どのような機能をどれだけ整備していくかについて検討することになっています。

自立支援協議会による乙訓圏域の課題整理の結果等を受け、圏域に必要なサービスを提供できる拠点機能の整備に向けた取組を進めています。

#### 大山崎町

##### 3. 地域生活支援拠点等の整備

国的基本指針では、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ地域生活支援拠点等を整備することとされています。

地域生活支援の拠点等の整備にあたって求められる機能は

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

とされており、専門性を確保しながら、かつ地域に開かれた拠点の整備が必要とされています。

乙訓圏域には知的障がい者の障がい者支援施設がなく、本町では特に緊急時の短期入所先の確保に苦慮してきた経緯があり、障がい者やその家族の負担も大きいといえます。この地域生活支援拠点では、必要とされる居住支援機能の中核として、障がい者支援施設や短期入所等の整備が求められています。

本町では、この地域生活支援拠点がまだ整備されていませんが、平成32年度までに乙訓圏域内における整備を進めています。